

神戸市指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防
サービス事業者の指定等に関する要綱

(平成24年4月1日保健福祉局長決定)

(平成30年4月1日改正)

(令和3年4月1日改正)

(令和5年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定、許可又は申出若しくは届出の受理（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定める。

(指定等の申請)

第2条 法第70条第1項、第86条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定並びに第94条第1項及び第107条第1項による許可の申請は、規則第114条第5項、第115条第5項、第116条第5項、第117条第5項、第118条第5項、第119条第5項、第120条第5項、第121条第6項、第122条第5項、第123条第5項、第124条第5項、第125条第5項、第134条第4項、第136条第8項、第138条第8項、第140条の4第5項、第140条の5第5項、第140条の6第5項、第140条の7第5項、第140条の9第5項、第140条の10第6項、第140条の11第5項、第140条の12第5項、第140条の13第5項及び第140条の14第5項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 法第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。）及び第86条の2第1項の規定による指定の更新並びに第94条の2第1項及び第108条第1項による許可の更新の申請は、規則第114条第5項、第115条第5項、第116条第5項、第117条第5項、第118条第5項、第119条第5項、第120条第5項、第121条第6項、第122条第5項、第123条第5項、第124条第5項、第125条第5項、第134条第4項、第136条第8項、第138条第8項、第140条の4第5項、第140条の5第5項、第140条の6第5項、第140条の7第5項、第140条の9第5項、第140条の10第6項、第140条の11第5項、第140条の12第5項、第140条の13第5項及び第140条の14第5項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

3 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、規則第126条の13第2項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定を不要とする旨の申出)

第3条 法第71条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)及び第72条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、規則第129条第2項、第130条第2項、第140条の20第2項及び第140条の21第2項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項の規定による変更又は事業の再開の届出は、規則第131条第5項、第135条第3項、第137条第4項、第140条の2の2第4項及び第140条の22第5項により厚生労働大臣が定める様式により、それぞれ行うものとする。

2 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項及び第115条の5第2項の規定による廃止又は休止の届出は、規則第131条第5項、第137条第4項、第140条の2の2第4項及び第140条の22第5項により厚生労働大臣が定める様式により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第91条の規定による指定の辞退は、規則第135条第3項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(開設許可事項の変更の申請)

第6条 法第94条第2項及び第107条第2項の規定による変更の許可の申請は、規則第136条第8項及び第138条第8項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(管理者の承認の申請)

第7条 法第95条第1項及び第109条第1項の規定による承認の申請は、規則第136条第8項及び第138条第8項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(広告事項の許可の申請)

第8条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の規定による許可の申請は、規則第136条第8項及び第138条第8項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(兵庫県等への情報提供)

第9条 市長は、第2条から前条までの規定による指定等をしたときは、兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会その他の関係する機関に対して、当該指定等に係る事業所等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 事業所等の名称及び所在地
- (2) 当該事業所等の指定等の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（当該指定等に係る事業所等が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）
- (3) 指定等の年月日及び指定等の更新年月日並びに指定等の有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 介護保険事業所番号
- (6) 管理者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文の指定に係る情報について準用する。

3 市長は、前2項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(公示)

第10条 法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10の規定による公示は、各条各号の措置に係る事業所等に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設の開設者及び指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名
- (2) 当該指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等、事業の廃止、指定の辞退又は指定等の取消しの年月日
- (4) 指定等の全部若しくは一部の効力の停止の内容及びその期間
- (5) サービスの種類
- (6) その他市長が必要と認める事項

(実施細目)

第11条 この要綱に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(必要な準備)

第2条 市長は、この要綱の施行日前においても、指定介護サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。